

高齢者が気軽に交流できる体制づくりを支援します！

『高齢者交流サロン運営事業補助金』

* 補助対象 *

高齢者交流サロンの運営に取り
組む団体または個人
(サロンは、市内に住所を有する
概ね65歳以上の方で構成されて
いること)

* 開催場所 *

各地区の公民館、個人宅等の
「高齢者が集まりやすく、継続した
開催が可能な場所」であること



* 補助金額 *

○運 営 費：1回の開催につき、2,000円
(※月2回までを上限とする)

※対象経費…消耗品費、燃料費、食糧費(茶菓子代に限る)、光熱水費
印刷製本費、通信運搬費、手数料、その他

※食糧費は、1回につき参加者1人あたり100円を上限

○会場貸借料：月6,000円までを上限

※申請時は、会場の貸借料が分かる書類(利用規定など)
を添付してください



* 補助要件 *

- (1) 開催頻度
月1~2回以上で年間10回以上
- (2) 開催時間
1回あたり2時間以上
- (3) その他
 - ・代表者を定めること
 - ・参加者が3人以上であること

* 活動内容 *

活動内容は特に定めません。
(例) 作品作り、運動、学習会、
レクリエーション、
カラオケ、農園作業、
料理教室、お茶のみ等



※他の助成金を利用されている場合は、申請することができません



～ よくある質問 ～

Q 補助金の制限はありますか？

→ 上記のほか、下記のような活動には補助金を利用できません。

- ① 参加者の飲食又は会食のみを目的とした活動（懇親会等）
- ② 敬老会等、地域の自治会活動
- ③ 観光又は慰安を主な目的とした活動

Q 補助金の対象は、いつからの活動からになりますか？

→ 補助金申請をし、補助決定がなされた日（決定通知の日）からです。
補助決定前に発生した経費は対象外ですので、お早めに申請願います。

Q 補助金の申請等の流れを教えてください。

- ① 申請：交付申請書（様式第1号）に下記書類を添えて、
地域包括支援センター窓口にて申請してください。
- ・ 事業計画書（様式第2号）
 - ・ 予算書（様式第3号）
 - ・ 会則、名簿、団体の通帳のコピー等
- ② 決定：申請書を受付後、こちらで審査を行い、決定通知書を送付します。決定後の活動が補助対象となります。
- ③ 請求：事業終了後、請求書（様式第6号）に下記書類を添えて、
地域包括支援センター窓口にて請求してください。
- ・ 実績書（様式第7号）
 - ・ 精算書（様式第3号）
 - ・ 領収書の写し等
- ④ 支給：請求書受付後、補助金を口座へ振り込みます。

【お問い合わせ】

陸前高田市福祉部福祉課地域包括支援センター

TEL：0192-54-2111（内線219）